

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、幸畑地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年三月七日から同年四月四日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和五年三月六日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和五年六月九日（金）午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和五年七月八日（土）午前九時から正午までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関する事項。

(3) 車両等の誘導に関する事項。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関する事項。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和五年五月八日(月)から同月十二日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 検定申請方法

六の二の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第二十九号

令和五年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。)第二条及び第十条第二項の規定により公示する。

令和五年三月六日

青森県公安委員長 野 呂 知 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
技能検定員(普自二) 教習指導員(普自二)	一 令和五年五月九日から同月十一日まで の午前八時三十分から午後五時までの間 二 令和五年五月十九日から同月二十三日(土曜日)を除く。日までの間 三 令和五年五月三十日から同月三十一日までの午前八時三十分から午後五時までの間	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識

<p>教習指導員 (普通)</p>	<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>
<p>一 令和五年九月</p>	<p>一 令和五年七月</p>	<p>二 令和五年八月</p>	<p>一 令和五年六月</p>
<p>二 令和五年九月</p>	<p>二 令和五年七月</p>	<p>三 令和五年八月</p>	<p>二 令和五年六月</p>
<p>三 令和五年七月</p>	<p>三 令和五年八月</p>	<p>四 令和五年九月</p>	<p>三 令和五年七月</p>
<p>四 令和五年八月</p>	<p>五 令和五年九月</p>	<p>六 令和五年十月</p>	<p>四 令和五年八月</p>
<p>五 令和五年九月</p>	<p>六 令和五年十月</p>	<p>七 令和五年十一月</p>	<p>五 令和五年九月</p>
<p>六 令和五年十月</p>	<p>七 令和五年十一月</p>	<p>八 令和五年十二月</p>	<p>六 令和五年十月</p>
<p>七 令和五年十一月</p>	<p>八 令和五年十二月</p>	<p>九 令和六年一月</p>	<p>七 令和五年十一月</p>
<p>右</p>	<p>同</p>	<p>右</p>	<p>同</p>
<p>右</p>	<p>同</p>	<p>右</p>	<p>同</p>
<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>
<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>

<p>教習指導員 (普通) (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>	<p>技能検定員 (普通) (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>
<p>一 令和五年六月</p>	<p>一 令和五年七月</p>	<p>二 令和五年八月</p>	<p>一 令和五年六月</p>
<p>二 令和五年七月</p>	<p>二 令和五年八月</p>	<p>三 令和五年九月</p>	<p>二 令和五年七月</p>
<p>三 令和五年八月</p>	<p>三 令和五年九月</p>	<p>四 令和五年十月</p>	<p>三 令和五年八月</p>
<p>四 令和五年九月</p>	<p>四 令和五年十月</p>	<p>五 令和五年十一月</p>	<p>四 令和五年九月</p>
<p>五 令和五年十月</p>	<p>五 令和五年十一月</p>	<p>六 令和五年十二月</p>	<p>五 令和五年十月</p>
<p>六 令和五年十一月</p>	<p>六 令和五年十二月</p>	<p>七 令和六年一月</p>	<p>六 令和五年十一月</p>
<p>七 令和五年十二月</p>	<p>七 令和六年一月</p>	<p>八 令和六年二月</p>	<p>七 令和五年十二月</p>
<p>八 令和六年一月</p>	<p>八 令和六年二月</p>	<p>九 令和六年三月</p>	<p>八 令和六年一月</p>
<p>九 令和六年二月</p>	<p>九 令和六年三月</p>	<p>十 令和六年四月</p>	<p>九 令和六年二月</p>
<p>十 令和六年三月</p>	<p>十 令和六年四月</p>	<p>十一 令和六年五月</p>	<p>十 令和六年三月</p>
<p>十一 令和六年四月</p>	<p>十一 令和六年五月</p>	<p>十二 令和六年六月</p>	<p>十一 令和六年四月</p>
<p>十二 令和六年五月</p>	<p>十二 令和六年六月</p>	<p>十三 令和六年七月</p>	<p>十二 令和六年五月</p>
<p>十三 令和六年六月</p>	<p>十三 令和六年七月</p>	<p>十四 令和六年八月</p>	<p>十三 令和六年六月</p>
<p>十四 令和六年七月</p>	<p>十四 令和六年八月</p>	<p>十五 令和六年九月</p>	<p>十四 令和六年七月</p>
<p>十五 令和六年八月</p>	<p>十五 令和六年九月</p>	<p>十六 令和六年十月</p>	<p>十五 令和六年八月</p>
<p>十六 令和六年九月</p>	<p>十六 令和六年十月</p>	<p>十七 令和六年十一月</p>	<p>十六 令和六年九月</p>
<p>十七 令和六年十月</p>	<p>十七 令和六年十一月</p>	<p>十八 令和六年十二月</p>	<p>十七 令和六年十月</p>
<p>右</p>	<p>同</p>	<p>右</p>	<p>同</p>
<p>右</p>	<p>同</p>	<p>右</p>	<p>同</p>
<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>
<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>	<p>技能及び知識</p>

技能検定員 (大自二)	二月二十日から同日二十一日までの午前八時三十分から午後五時までは	右 同
教習指導員 (大自二)	一 令和五年四月二十五日の午前八時三十分から午後五時まで 二 令和五年八月二十九日の午前八時三十分から午後五時まで 三 令和五年九月二十六日の午前八時三十分から午後五時まで 四 令和五年十月二十六日の午前八時三十分から午後五時まで 五 令和五年十一月二十一日の午前八時三十分から午後五時まで	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識

(注) 自衛隊教習所関係者にあつては、審査の種類欄の「技能検定員 (大型)」を「技能検定員 (普通)」に、「教習指導員 (大型)」を「教習指導員 (普通)」に、「技能検定員 (普通)」を「技能検定員 (大型)」に、「教習指導員 (普通)」を「教習指導員 (大型)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書
写真 (申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇

センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例 (平成十二年三月青森県条例第百一号) 別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課 (電話〇一七―七八二―〇〇八一) に問い合わせること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円